

令和2年12月28日

各位

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当

建設業許可等の手続における変更点について

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」、改定された「建設業許可事務ガイドラインについて（平成14年4月3日国総建第97号）」が令和3年1月1日から施行されます。

これらの改正等に伴い、本県を申請（届出）先とする手続の取扱いは下記のとおりとしますので、申請（届出）者にあつては手続に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 押印及び署名について

- ・全ての法定様式について、押印は不要となります。個人名の記載はすべて記名で差し支えありません。
- ・本県の規則や許可申請・届出の手引きで提出を求めている様式のうち、代理人が手続を行う際の委任状を除いて、押印は不要とします。
- ・省令改正前に既に作成し、押印済みの様式については、そのまま提出して差し支えありません。
- ・従前の様式で「印」の記載があるものは、押印をせずに提出して差し支えありません。

2 書類提出者の本人確認について

- ・なりすましによる届出等を防ぐため、表1に掲げる手続で書類提出者の本人確認を行います。
- ・窓口で書類提出者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）を必ず提示してください。あわせて、本人確認書類のコピーをとらせていただきます。
- ・全部廃業を郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- ・本人確認書類の提示（提出）がない場合、書類は受付できません。

<p>(表1) 本人確認を行う手続</p> <ul style="list-style-type: none">・廃業届（全部、一部ともに）・従たる営業所の廃止・建設業許可証明（確認）願

- 3 建設業法施行規則第7条第1号イ(1)から(3)に掲げる経験の通算について
表2に掲げる経験のうち、(1)と(2)を通算して5年以上ある場合は、(2)該当とします。
また、(1)、(2)、(3)を通算して6年以上ある場合は、(3)該当とします。

(表2) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条第1号
イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

- (1)建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2)建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者
- (3)建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者(以下略)

4 審査事務の見直しについて

(1) 代理人等が手続を行う場合の取扱いについて

- ・委任者の押印があることを前提に、委任状の写しの提出も可とします。
- ・補正の指示等を迅速に行うため、申請書(届出書)の下部に書類作成者の氏名及び連絡先を明記してください。
- ・行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は引き続き必要です。

(2) 専任技術者の実務経験期間における在籍確認について

専任技術者について実務経験を使って要件を満たそうとする場合、以下の場合に応じて、当該実務経験を有する期間に当該業者に在籍していたことを確認できる資料を添付してください。

①当時法人の役員であった場合

- ・履歴事項全部証明書等の登記事項証明書
- ・(組合の理事等、登記がない役員の場合)総会議事録等、役員期間を確認できる資料の写し

②当時個人事業主であった場合

- ・工事实績の確認資料等をもって、在籍の確認とします(従前からの変更点はありません。)

③当時従業員であった場合

- ・厚生年金保険被保険者記録照会回答票
 - ・(当時、厚生年金に未加入の場合)源泉徴収票(当該期間すべて。以下同じ。)、給与明細、給与振込口座の通帳(給与としての入金記録があるものに限る。)のいずれかの写し
- ただし、証明者の押印がある証明書を既に作成している場合、次の全てを満たすときは資料を省略することとします。

ア 証明日が令和3年1月1日より前である

イ 令和3年3月31日までにを行う申請又は届出である

(3) 承継の認可申請における添付資料について

建設業法施行規則において承継後一定の期間内に提出が義務付けられている書類を除き、認可申請時において提出が困難な資料については、承継後速やかに提出することとしてください。申請時に提出が困難な資料の例は次のとおりですが、具体的な内容や提出期限については、事前相談や申請の際に審査担当者から指示します。

(申請時に提出が困難と考えられる資料の例)

- ・承継直後の財務諸表
- ・常勤役員等や専任技術者等の常勤性を確認するための資料 など

なお、承継後速やかに提出することとした資料の提出がない場合、認可の基準を満たしているかどうかの判断ができないため、認可を取り消すことがあります。

5 許可申請・届出の手引きで求めていた様式の一部廃止について

事務の見直しに伴い、次に掲げる様式を廃止します。

- ①登記上の本店（支店）で建設業の営業をしない旨の誓約書
- ②常勤の念書
- ③（常勤役員等、専任技術者が他社の役員である場合の）非常勤証明書
- ④経管経験や専技実務経験について当時の使用者から証明が得られない場合の理由書

なお、④について、当時の使用者から証明が得られない理由は以下に掲げる欄に記載してください。紙幅が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、別紙（押印不要）を添付してください。

・経管経験の場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）（様式第7号の2）の「備考」欄

・専技経験の場合

実務経験証明書（様式第9号）又は指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄

6 建設業許可以外の手続について

次に掲げる手続についても、建設業許可同様、様式への押印が廃止されます。取扱いは前記1及び2に準じます。

- ・建設リサイクル法に基づく解体工事業登録
- ・浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録（特例浄化槽工事業者の届出を含む。）
- ・住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出